



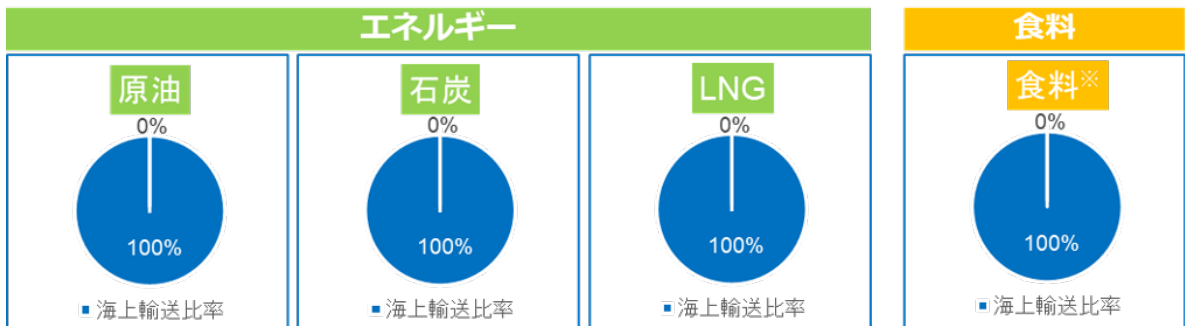
経済安全保障と海事産業

特集2

我が国経済・社会の存立基盤である海事産業

国際海上輸送の重要性

- 四方を海に囲まれた日本は、貿易量の99.6%を国際海上輸送に依存。
- 経済活動や国民生活の基盤となるエネルギー、鉱物資源、食料等の主な物資の貿易量についても、ほぼ100%を国際海上輸送に依存。



※食料:米、小麦、とうもろこし、大麦及び裸麦、砂糖、塩、その他穀物、大豆

我が国の経済安全保障上、安定的な国際海上輸送の確保が不可欠

国際海上輸送の担い手である海事産業

- 国際海上輸送は、船舶の部品を作る船用事業者、船舶を建造する造船事業者、船舶の保有・管理や乗組員の配乗を担う船主、荷主との契約に基づいて運航を担う運航事業者がそれぞれの役割を果たすことで成り立っている。
- 世界有数の海洋国家である日本においては、海運・造船・船用が支え合う世界でも有数の「海事クラスター」が形成されており、安定的な国際海上輸送の確保に貢献してきているが、世界単一市場のため熾烈な国際競争にさらされている。

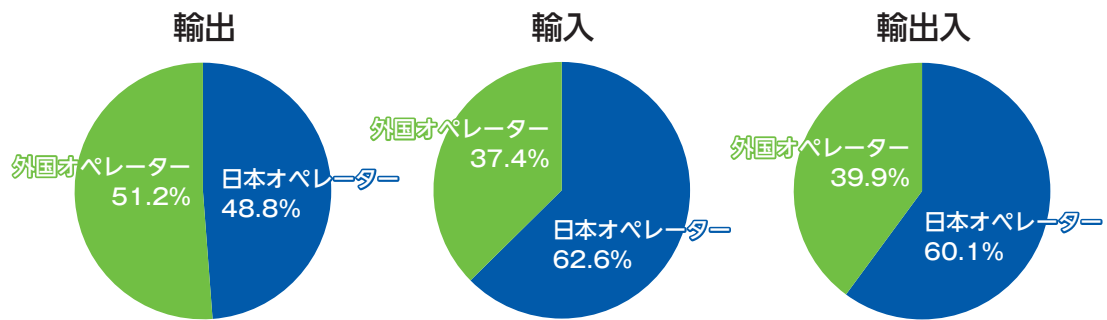


安定的な国際海上輸送の確保を図るためには、海外に依存せざるを得ない状況に陥ることがないように、我が国海事産業の国際競争力・事業基盤の強化が不可欠

取組① オペレーターにおける日本籍船の確保

オペレーター的重要性

- オペレーターは、我が国の輸出入の約6割を担っており、我が国の安定的な国際海上輸送の確保に貢献。
- 欧州各国をはじめとする海運先進国において税制優遇措置が講じられる中、海外オペレーターと対等に競争できる環境の整備を図る必要。

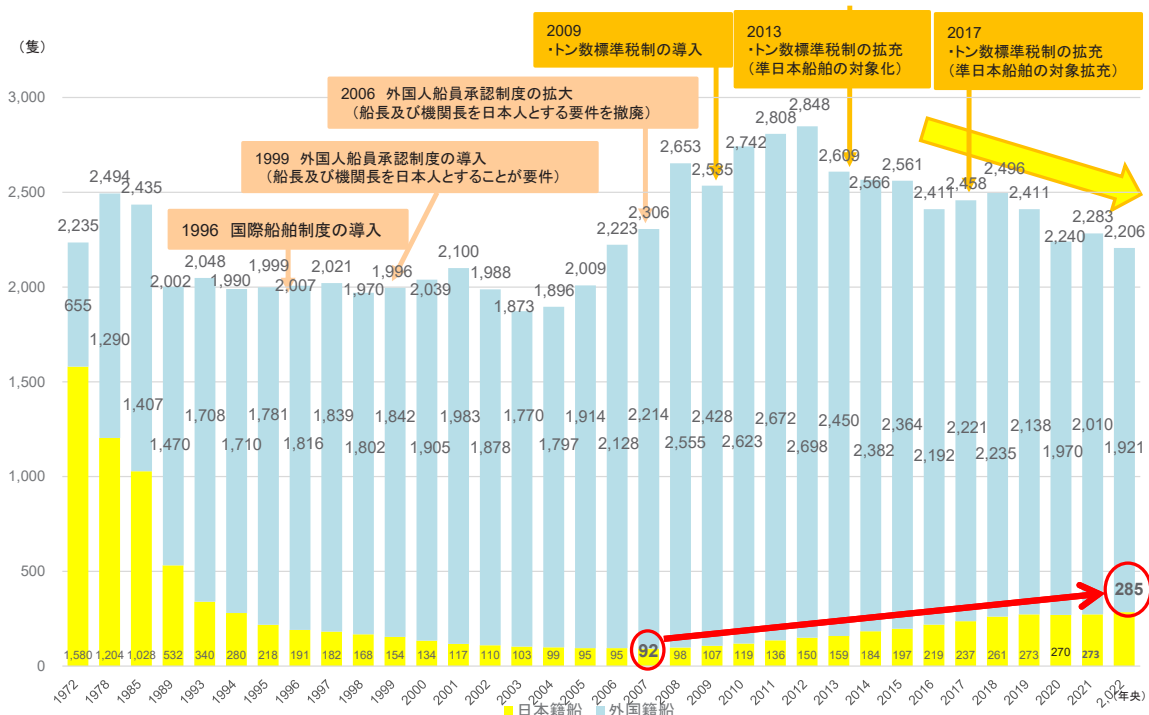


➔ 我が国においてもトン数標準税制※等の税制優遇措置を講じることにより、経済安全保障の確立に不可欠な日本籍船の確保を図っている。

※オペレーターが運航・保有する日本籍船等に係る利益について「みなし利益課税」を適用するもの。これにより、毎年の納税額が予見可能となり、安定的・計画的に船舶投資を行うことが可能となる。

トン数標準税制の導入とその効果

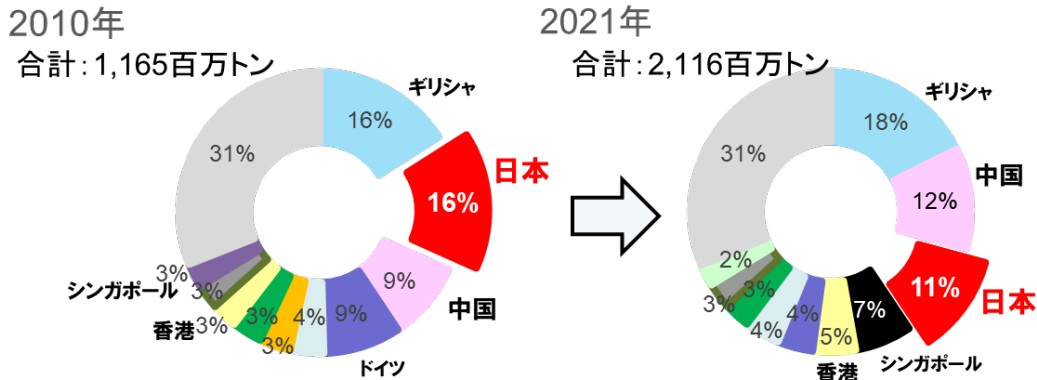
- 平成21年（2009年）のトン数標準税制の導入以降、日本籍船は着実に増加しており、令和4年（2022年）において285隻まで増加。
- トン数標準税制については、みなし利益の額を見直した上で、令和5年（2023年）4月1日から5年間延長。



取組② 日本船主による外航船舶の確保

- 船主は、船舶を保有し、船舶の維持管理、乗組員の配乗、航海の安全確保を担っており、経済安全保障上、重要な存在であるが、日本船主の国際シェアは、平成22年（2010年）の16%から、令和3年（2021年）には11%まで低下。
- 国際情勢の緊迫による直接的・間接的な貿易制限措置等により、船主国の意向により我が国への運航が止められる事態に備え、外国船主に依存せざるを得ない状況を回避する必要。

日本船主の国際シェア（船腹量）

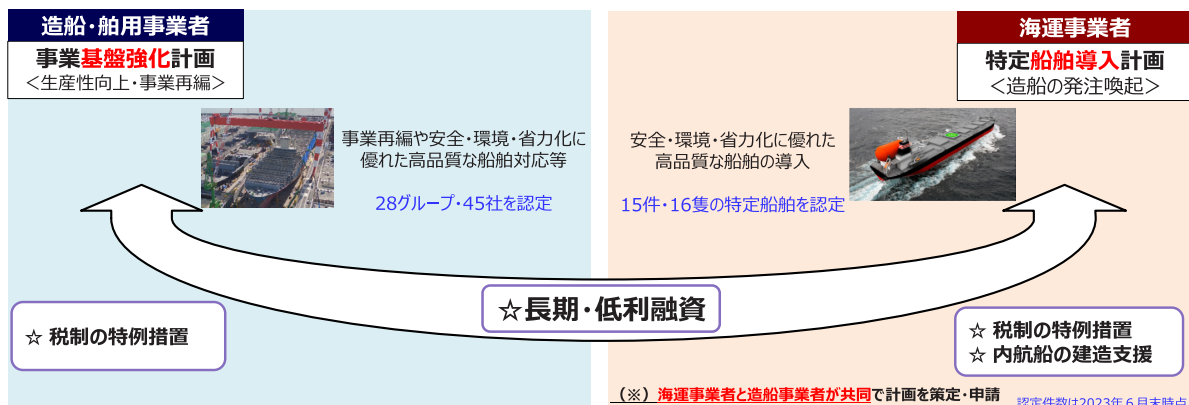


→ 令和5年（2023年）の海上運送法の改正において、日本船主による外航船舶の計画的な確保を促進するための計画認定制度を創設するとともに、認定を受けた船主が取得する一定の船舶について、特別償却率の引上げを措置することにより、日本船主による外航船舶の計画的な確保を促進。

取組③ 海事産業の基盤強化

- 造船業については、日本・中国・韓国で世界の建造量の9割を建造しており、我が国造船業は、中国・韓国との熾烈な国際競争にさらされており、厳しい状況。

→ 令和3年（2021年）に成立した海事産業強化法に基づき、長期低利融資や税制特例を通じて、造船・船用事業者の事業基盤の強化を図るとともに、我が国の海運業の競争力の強化・造船業に対する発注を喚起するため、海運事業者による高性能・高品質な船舶の導入を促進。



取組④ 経済安全保障推進法に基づく取組

- 令和4年（2022年）に成立した経済安全保障推進法において、(1) 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、(2) 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度等が創設。
- (1) の重要物資として「船舶の部品」、(2) の基幹インフラ役務として「外航海運業」が対象となっている。

特集2

経済安全保障と海事産業

船舶の部品の安定的な供給の確保

- 国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、その安定供給の確保を図るため、「特定重要物資」として指定した上で、安定供給に資する事業者の取組を支援。
- 「特定重要物資」については、①重要性、②外部依存性、③外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性、④本制度により措置を講ずる必要性の4つの要件を全て満たしたものについて指定。
- 船舶の部品については、令和4年12月、船舶の動力として不可欠な①船舶用機関（主機エンジン及びその部分品であるクランクシャフト）、②推進器（プロペラ）、③船舶の航行の安全確保に不可欠な航海用具（ソナー）が「特定重要物資」として指定。
- これら船舶の部品について、安定的な供給体制の確保に取組もうとする事業者が主務大臣の認定を受けた供給確保計画に従って行う、生産体制の強化に必要な設備投資に係る費用の1/3までを複数年にわたり支援（令和4年度補正予算額6,306百万円、5年間国庫債務負担行為総額10,585百万円）。



エンジン



クランクシャフト



プロペラ



ソナー

基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

- 基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な供給を妨害する手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。